

各 位

会 社 名 ローヤル電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 和義
 (JASDAQ・コード6593)
問合せ先
役職・氏名 執行役員管理本部長 鮫島 弘一
電 話 03-5424-1860

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 9 日開催の取締役会において、平成 25 年 11 月 28 日開催予定の臨時株主総会で「定款の一部変更」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、親会社及び海外連結対象子会社と決算期を統一することによる事業運営の効率化を図ることを目的として所要の変更を行うものであります。

2. 決算期変更の内容

現在	毎年 3 月 31 日
変更後	毎年 12 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 60 期は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 9 か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第 60 期（平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日）の連結及び個別の業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期の変更に伴い、定款に所要の変更を行うものであります。また、決算期の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 1 条～第 12 条 (条文省略) (招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第 1 章 総則 第 1 条～第 12 条 (現行どおり) (招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第15条～39条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算 (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>を基準日として、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>第15条～39条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算 (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>6月30日</u>を基準日として、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第40条(事業年度)の規定にかかわらず、第60期事業年度は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までとする。</p> <p>第2条 第42条(中間配当)の規定にかかわらず、第60期事業年度の中間配当の基準日は、平成25年9月30日とする。</p> <p>第3条 本附則は、第60期事業年度の末日を経過後、第1条から第3条までを削除する。</p>
--	---

5. 日程

取締役会決議 平成25年10月9日
株主総会開催日 平成25年11月28日
効力発生日 平成25年11月28日

以 上